

## 税金よもやま話

第134回

東京地方税理士会 藤沢支部  
渡邊 勲

## 学生から社会へ、税金の関わり合い方

新年度に入り、大勢の人が異動されました。家庭から学校へ、学校から学校へ、学校から職場へ、職場から家庭へと、ライフステージに応じて税金との関わり方も動いていきます。

筆者は、数年間大学で租税の講師を務めたことがあり、所得税と国際課税を受け持ちましたが、これら広範な分野を数値データなどで表現しても、試験のための知識に終わることになります。そこで、税金について、法学や財政学の分野としての授業ではなく、実務として、あるいは、メディアで見聞きする社会の具体的な仕組みとして意識してもらうことにしていました。

## 所得税について

小学生向けの租税教室では、税金について、社会の会費やインフラに役立てるといった説明をすることが多いかと思いますが、受講登録した学生に聞くと、ほとんどの方は、このような租税教室の記憶しかないようでした。

新年度の初回講義に出てきた学生に、税金との関わり合いにどのようなイメージがあるか聞いても、消費税など間接諸税の負担感を答えることが多く、卒業後に、長い就労期間に移り、直接・間接の納税人口になる意識が薄いようでした。自身の給与だけでなく、会社が法人税を納税することも、自分たちの生み出す付加価値に基づくものとは意識しづらいようです。

授業は、前期・後期併せて、90分30コマに過ぎず、教材や講義で大量にインプットすることはできません。国税庁では、新人職員の研修教材の一部がHPで公開されていますので、講義ではその中の所得税の講本を指定し、学生の負担軽減のために、そのレジュメも作成、配布しました。

<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kohon/syotoku/pdf/all.pdf>

卒業生は、まずは、企業に就職することが多いので、そのような日常においても、所得税や国際課税を実感してもらえるか、身近な題材を取り上げつつ、税法ルールや行政実務をお示しして、大学の単位認定に必要な知識や考え方を習得してもらう必要がありました。

ところで、確定申告の時期には、多くの相談会場で税務申告を処理していましたが、複雑な事業所得算定や譲渡所得の分離課税、金融所得の納税選択などは相談対象としていません。これら以外は、納税者自身が申告処理することが有益であり、学生でもこのようなレベルに到達できれば十分ではないでしょうか。

これまで、精緻な源泉徴収・年末調整の仕組みにより、〔企業側の負担は無視できないものの、〕納税者と税務行政の負担が軽減されてきました。しかしながら、最近の副業、ダブルワーク、年金所得の精算など、申告手続きの必要性は多様化しており、事業者ではない納税者も税務リテラシーを会得する必要が出てきています。

学生の中には、相当の稼ぎをする方も出ており、税務ルールを知る必要性が生じています。親が子の所得状況を知らない、親の所得税につき『扶養は正』の対象とされることなど、親とのコミュニケーションの必要性も伝えました。また、就職1年目で頑張りすぎて、入院する羽目になった新卒者がe-Taxで申告処理できるだけでも、税務ルールや社会保障を理解したうえでのごことであれば、一年間の授業の目標として十分でしょう。

## 国際課税について

筆者は、20年以上国際課税を職務としてきましたが、複雑な課税ルールに踏み込むことなく、学生にイメージを持ってもらう必要がありました。

最近、インバウンド・アウトバウンドといった言葉を耳にしますが、これも国際課税に関係する出来事です。特に、平成の後半以降、人と資金がわが国国境を越えて活動することが顕著になっています。これらに伴う課税関係・税務処理を国際課税と称するわけです。元々、昭和40年制定の所得税法においても、居住者が全世界で稼得した所得を課税対象としていますが、平成10年に外為法が改正されてアウトバウンドの投資が自由化されて以降、国際課税が身近になっています。

アウトバウンドで重要になるのは、投資先の現地地でのどのような課税が行われるのか、課税対象の範囲や税務行政の実態などを（更には、国内還流の為替規制や税の優遇の可否なども）心得て海外進出することが不可欠となっています。途上国については、投資リスクを軽減するために、通商協定や投資保護協定による保護の有無なども投資判断上必要となり、税金だけでは投資決定が下せないこととなります。それでも、課税の実情が投資判断のうえで大きな要素となります。

海外に進出すると、現地の法令に従って課税が行われますが、現地の課税を縮減して二重課税排除の実効性を高めたり、課税上の差別を防止するために国家間で租税条約を締結することが進められています。現在、80以上の租税条約を締結しており、150以上の国・地域に適用されていることが公表されています。

★わが国の租税条約ネットワーク一覧

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/international/182.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/182.pdf)

国際課税に関わる官民の人材は、多くの国で活動しており、国際会議の場では顔見知りとなります。また、官民を超えた組織ができており、オランダにあるIFA（国際租税協会）が代表的です。同協会は、税理士・弁護士などの専門職、国際的な会計・法律事務所、大学教員、研究者、税務当局者、専門書籍出版社など、多くの利害関係者が参加しています。

同協会の年次総会は、各国で開催されており、毎年2つの大きなテーマを設定し各一日の公開シンポジウムを行い、また、小ゼミナールを10前後開催します。現地の税理士法人や出版社なども、独自の行事を開催するなど、公式行事5日間、非公式行事1日～1週間程度で実施されます。

10年くらい前、パリで年次総会が開催されました。ホテル代を節約するために、羽田発の深夜便で出発し、パリに早朝5時くらいに到着しましたが、どこにも行けずに、空港内のベンチで待機しました。朝の清掃作業が始まったので、市内に出て、地下鉄で凱旋門の辺りに行くと、パレードがやってきました。首相も参加しているとのことでしたが、何のパレードが分かりません。

凱旋門内部に入ると事情が分かりました。凱旋門の中は無名戦士の記念館になっており、写真などが展示されていました。凱旋門の足元には無名戦士の墓が設けられていました。教科書では、『凱旋門とは、ナポレオンが、』と教えられてきましたが、やはり、現地に赴くことが大事だと納得した次第です。

<https://cdn.sortiraparis.com/images/80/102647/916624-flamme-soldat-inconnu-arc-de-triomphe.jpg>

【注】上記は、税理士のよもやま話であり、外国子会社合算税制（タックスハイブン税制）、移転価格税制など定番のテーマには触れていませんが、これらの税制は、中小企業にも適用されるものであり、税務署においても、国政税務専門官などの人材が登用されています。地元企業においても、相応の検討・対応が必要です。